

2022年2～9月の介護職員処遇改善支援補助金

概要が示される

第205回社会保障審議会介護給付費分科会

2021年12月24日（金）（持ち回り開催）

12月24日に開催された介護給付費分科会では、令和3年補正予算として閣議決定された1,000億円の経済対策（介護事業所の介護職員（常勤換算）一人あたり月額9,000円相当額）について、「介護職員処遇改善支援補助金」として、詳しい支給概要案が報告されました。

「介護職員処遇改善支援補助金」は、現行の介護職員処遇改善加算等と同様、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の交付率を介護報酬に乗じる形で各事業者に交付することが示されました。

■対象サービス区分および交付率

サービス区分	交付率
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2.1%
・（介護予防）訪問入浴介護	1.0%
・通所介護 ・地域密着型通所介護	1.0%
・（介護予防）通所リハビリテーション	0.9%
・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	1.4%
・（介護予防）認知症対応型通所介護	2.1%
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	1.6%
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	2.0%
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・（介護予防）短期入所生活介護	1.4%
・介護老人保健施設 ・（介護予防）短期入所療養介護（老健）	0.8%
・介護療養型医療施設 ・（介護予防）短期入所療養介護（病院等）	0.5%
・介護医療院 ・（介護予防）短期入所療養介護（医療院）	0.5%

■取得要件

- ・ **処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれか**を取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）
- ・ 上記かつ、**令和4年2・3月（令和3年度中）から実際に賃上げを行っている事業所**（事業所は、都道府県に賃上げを実施した旨の用紙を提出。メール等での提出も可能）
- ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、**補助額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等（※）の引上げに使用することを要件とする**（4月分以降。基本給の引き上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮して令和4年2・3月分は一時金による支給を可能とする。）※「基本給」又は「**決まって毎月支払われる手当**」

介護給付費分科会での確認を踏まえ、厚労省は近く通知を行う予定です。補助金の対象期間は来年2月から9月で、2022年6月から毎月分を交付（受付は2022年4月から）。10月以降の加算率については、引き続き調整・検討が行われる計画です。